

漁業地区及び漁業集落の見直しの検討について（案）

【漁業地区及び漁業集落について】

現在の漁業地区※1及び漁業集落※2は2003年漁業センサス（平成15年度実施）において見直しを行い設定されたもの。

漁業地区及び漁業集落は、漁業経営体調査等における小地域統計の集計範囲であるほか、当時は、海面漁業地域調査の対象を漁業地区としており、また、集落ごとの社会教育施設の整備状況やし尿処理、家庭雑排水処理の状況等に関する項目が設けられていたため、漁業地区及び漁業集落の地域範囲を明確にする必要があった。

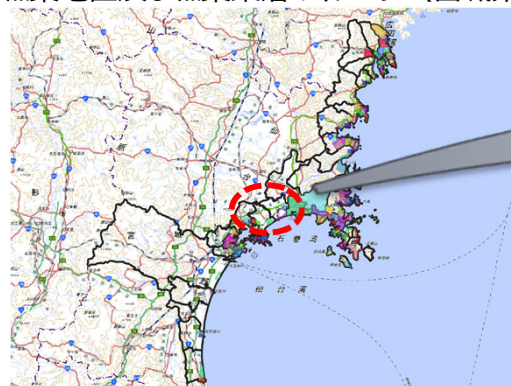
しかしながら、2008年漁業センサスにおける調査項目等の見直しにより、海面漁業地域調査の調査対象を漁業協同組合とし、その管轄範囲の状況を把握することとなり、また、集落ごとの施設等に関する項目が廃止されたため、小地域統計としての集計範囲でしかなくなった。

なお、2018年漁業センサスにおいて、調査対象は漁業協同組合のままとし、調査範囲を漁業協同組合の管轄範囲から漁業地区ごとに見直されたところ（引き続き、集落に関する項目はなし）。

○ 漁業地区数 2,182 ○ 漁業集落数 6,298

- ※1 共同漁業権を中心とした地先漁業の利用関係等、漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて設定
- ※2 漁港を核に、その背後に当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいて設定（具体的には、社会生活面の一体性に配慮しつつ、国勢調査の基本単位区を選択した区域のうち、漁業世帯数の多い順に全体の8割程度に達する区域で、4戸以上存在するものを漁業集落として設定）

《 漁業地区及び漁業集落のイメージ（宮城県） 》



東松島市（矢本地区、成瀬地区）



XXX 漁業地区名
XXX 漁業集落名

037 矢本
001 大曲浜

038 鳴瀬
001 新場
002 浜市
003 大塚

〈現在の位置付け〉

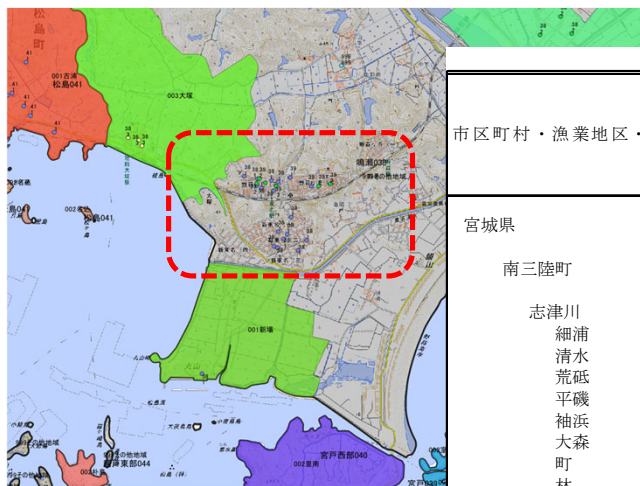
○漁業地区：海面漁業地域調査の調査範囲
海面漁業調査及び流通加工調査の集計範囲

○漁業集落：漁業経営体調査の集計範囲

【見直し検討の背景】

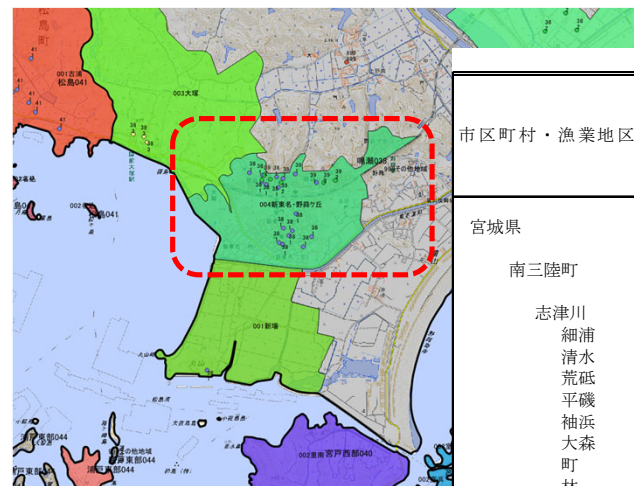
東日本大震災の被災地域では多くの漁業経営体が所在地の移転等を余儀なくされたが、2018年漁業センサス実施時点においても通いで漁業を営む漁業経営体がおられるなど、一部の漁業経営体で所在が定まっていなかったことから、従前の漁業地区及び漁業集落で調査を実施し、調査の実施で把握された所在地の情報を基に、移転先での新たな漁業地区及び漁業集落の設定が必要かを含め関係自治体と協議した結果、5集落を新たに設定するとともに、見直し後の漁業集落で再集計を行ったところ。

《 当初 》



市区町村・漁業地区・漁業集落		漁業経営体数	
		経営体	
宮城県		2,326	
南三陸町		606	505
志津川	010	165	
細浦	001	20	
清水	002	20	
荒砥	003	31	
平磯	004	11	
袖浜	005	26	
大森	006	17	
町	007	27	
林	008	13	
集落設定外	999	-	
東松島市		214	104
鳴瀬	038	26	
新場	001	18	
浜市	002	5	
大塚	003	3	
集落設定外	999	-	

《 見直し後 》



市区町村・漁業地区・漁業集落		漁業経営体数	
		経営体	
宮城県		2,326	
南三陸町		606	505
志津川	010	165	
細浦	001	20	
清水	002	15	
荒砥	003	31	
平磯	004	11	
袖浜	005	22	
大森	006	9	
町	007	6	
林	008	6	
天王山	009	20	
新井田	010	14	
廻館	011	6	
沼田	012	5	
集落設定外	999	-	
東松島市		214	104
鳴瀬	038	34	
新場	001	2	
浜市	002	5	
大塚	003	3	
新東名・野蒜ヶ丘	004	24	
集落設定外	999	-	

また、2023年漁業センサスの実施に当たり、現在の漁業地区及び漁業集落が設定された2003年から20年が経過することから、他の地域においても、この間の市町村又は漁業協同組合の広域合併や漁業経営体の移転等による所在の状況、漁業経営体の所在と漁業地区及び漁業集落との整合（基本指標（番号）に適切に反映されているか）等を確認し、漁業経営体の所在と漁業地区又は漁業集落の地域範囲が著しくかけ離れている場合は、データの連続性に留意しつつ相応の対応が必要ではないかと思料。

【確認方法】

2018年漁業センサスの集計結果から漁業地区及び漁業集落別漁業経営体数の状況を整理・確認するとともに、実査で得られた漁業経営体の所在情報を基に、漁業地区及び漁業集落境界を示した地図に漁業経営体をプロットし、現在の位置関係を確認。

【確認結果】

○ 漁業地区及び漁業集落別漁業経営体数の状況

〈集計階層ごとの状況〉

区 分	2003年				2018年			
	集計範囲数	漁業 経営体数	平均漁業 経営体数	漁業経営数 全体に占め る割合	集計範囲数	漁業 経営体数	平均漁業 経営体数	漁業経営数 全体に占め る割合
都道府県	39	132,417	3,395	100.00	39	79,067	2,027	100.00
市区町村	1,022	132,417	130	100.00	660	79,067	120	100.00
漁業地区	2,177	132,417	61	100.00	2,182	79,046	36	99.97
（うち、漁業経営体のいない漁業地区）	84 (3.9)	－	－	－	114 (5.2)	－	－	－
漁業地区外に漁業経営体がある市町村 ※	－	－	－	－	12	21	2	0.03
漁業集落	6,291	123,684	20	93.40	6,298	73,020	12	92.35
（うち、漁業経営体のいない漁業集落）	112 (1.8)	－	－	－	338 (5.4)	－	－	－
漁業集落外に漁業経営体がある漁業地区 （元々漁業集落が設定されていない漁業地区を含む）	981	8,733	9	6.60	814	6,026	7	7.62
漁業地区以外に漁業経営体がある市町村 ※と同じ	－	－	－	－	12	21	2	0.03

注：2003年当時、東京都三宅村については火山噴火による全島避難が続いていたため、漁業地区及び漁業集落の設定を見送り、2008年に設定（5漁業地区、7漁業集落）。

○ 漁業経営体と漁業地区及び漁業集落の位置関係

沿海39都道府県の状況を目視により確認。一部に漁業地区又は漁業集落外にある漁業経営体の存在や従前の集落番号のまま隣接集落等へ移動しているケースがみられたものの、漁業地区又は漁業集落の境界線や漁業経営体のプロットのズレによる誤差も多少含まれていると思われることから、新たに漁業集落を設定できそうな、漁港を核としたコミュニティと思われる漁業経営体の集まりはみられなかった。

【対応方向】

○ 漁業地区

漁業経営体のいない漁業地区も一定程度存在（全国で約 5 %）するとともに、僅かながら漁業地区設定外に漁業経営体が所在しているものの、都道府県ごとに多少のばらつきはあるが、漁業地区の設定基準である各都道府県の第 1 種共同漁業権の数は、現在でも漁業地区数と概ね同様なことから、漁業地区の時系列変化が見えるようデータの連続性を考慮して見直しは行わず、2023年漁業センサスにおいても現行の漁業地区を踏襲する。

なお、多くの共同漁業権の存続期間が令和 5 年までとなり、2023年漁業センサスの実施時期前後に一斉更新を迎えることから、更新後の状況により、必要に応じて2028年漁業センサスでの見直しの検討も考えたい。

○ 漁業集落

漁業経営体のいない漁業集落も一定程度存在（全国で約 5 %）するとともに、漁業集落設定外に漁業経営体が所在（全国で約 8 %）しているものの、新たに漁業集落を設定できそうな漁港を核としたコミュニティと思われる漁業経営体の集まりはみられなかった。

また、漁業集落は、社会生活面の一体性に配慮しつつ、国勢調査の基本単位区を選択した区域のうち、漁業世帯数の多い順に全体の 8 割程度に達する区域で、4 戸以上存在するものを漁業集落として設定しており、設定当初から全ての漁業経営体を網羅したものではなく、この間の市町村や漁協の合併による広域化や漁業経営体の移転等により所在は移転しても、生産拠点は移転前と同じ漁港を利用しているケースもあるのではないかとと思われる。

そのため、漁業センサスは属人調査であるものの、漁業の生産・経営の現場の実態を適確に把握するとともに漁業集落の時系列変化が見えるようデータの連続性を考慮して見直しは行わず、2023年漁業センサスにおいても現行の漁業集落を踏襲する。

なお、漁業集落についても漁業地区と同様に、漁港の集約・再編や共同漁業権の一斉更新の状況により、必要に応じて2028年漁業センサスでの見直しの検討も考えたい。

○ その他

ただし、従前の集落番号のまま隣接集落等へ移転している漁業経営体のうち、生産拠点となる漁港やコミュニティも移っている漁業経営体については、調査の実施の段階において実態に合わせて適切に基本指標（番号）を付番する。